

付託事件

を開きます。本日は「刑法の一部を改

第三号を改めましたのも、これは「外

いう言葉を、「日本國外」或いは「日本」

スコトヲ得」というのを一項加えまし

て、これは執行猶予につきまして罰金につきましてもこれを認めまして、その結果、これとの均衡上、罰金に処せられた場合も、刑の執行猶予の言渡を取消することができるといふような規定を加えたのであります。これは必ずしも罰金に処せられた場合に取消さなければならぬのじやないのをごさいます。罰金に処せられた場合におきましても、情状によりましてこれを取消することができると、かように改めたのでございす。

次は「第六章時効」とあります。この「第六章刑の時効及刑ノ消滅」に改めることにいたしました。これは章の一審終りに、第三十四條の二といたしまして「刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル者罰金以上ノ刑ニ處セラルコトナクシテ十年ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其ノ效力ヲ失フ、刑ノ免除ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡後罰金以上ノ刑ニ處セラルコトナクシテ二年ヲ經過シタルトキハ刑ノ免除ノ言渡ハ其ノ效力ヲ失フ」といふゆる前科抹消の規定を設けることにいたしましたので、この章の標題も「刑ノ時効及刑ノ消滅」と、かように改めたのであります。三十四條の二は新しく條文を加えたのでございす。これはいゆる前科抹消の規定を設けたのであります。この刑の言渡の效力を失うといふことにつきまして十年の期間を定めましては、前回も申上げました通りに、刑の執行を終り又はその免除を得たる者が、罰金以上の刑に処せられることなくして十年を過ぎたといふ継続的な事実によりまして、一率に前科の抹消をするといふ趣

旨によりまして、先づ慎重を期しまして、十年という期間を設けたのでございす。更にこの刑の免除の言渡を受けた者につきましては、刑の免除は有罪の言渡でありましても、普通の懲役、禁錮、罰金に処せられた場合とは趣きを異にいたしました。いわば無罪の言渡があつた者と余り違はないよう、な法律上の効果を持つておりますので、特にこの点に限りまして、その期間を二年といたしたのであります。これは刑法修正案にかように定めておりますので、大体それによりまして、この二年の期間を定めたのでございす。

次は、第九章併合罪の中の第五十五條を削除いたしました。連續シタル數個ノ行為ニテ同一ノ罪名ニ觸ルルトキハ一罪トシテ之ヲ處斷ス、この規定を全部削除いたしましたのでございす。これはいゆる連續犯に関する規定でありまして、連續シタル數個ノ行為ニテ同一ノ罪名ニ觸ルル、こゝういふ場合にこれを一括して一罪として処断することになつておるのであります。一罪として処断するに、科刑上におきましては併合罪としての取扱ひをしないうといふこととございまして手続の面におきましては、その一部について起訴があれば、當然全部を公判に附屬し、又その一部について有罪裁判が確定すれば、その確定力が當然連續犯の全部に及ぶ、従つてその他の部分が後に発覚しても、改めて起訴処断することができないといふことを意味しておるのであります。從來の刑事手続に特に捜査に相當の時間的余裕がありまして、關係上、これらの連續犯の殆ど全部につきまして、十分な捜査を遂げて、起訴

して、審判を受けることが大體可能でありましたが、併しその場合におきましても、大審院の判例が、非常に連續犯の範圍を廣くいたしまして、次第にこれが擴張されるような傾向にもありましたので、時としてはさういふような場合におきましても、輕微な犯罪につきまして確定裁判があるために、重要な犯罪が改めて処断することができない、こゝういふような不都合を生じたことがあります。この場合には止むを得ない処置をいたしまして、刑事訴訟法の四百八十六條によりまして、被告人に不利な再審の規定に基きまして、再審によつて前の裁判を取消しまして、さうして裁判を直す、かようなことによつて救済して參つたのでございす。今日の新たな刑事手続におきましては、捜査の期間は非常に制限を受けておりますし、又憲法上、裁判の審判も迅速にしなければならぬといふことが要求されております結果、これまでもよくつくりと、犯罪の全罪情を調べた上で、これを処断するといふことは到底困難になつて參りました。そこで從來のような考えの下に連續犯の制度が残されておるとしますれば、恐らく常に僅か一部のみが實際の審判の対象となりまして、大部分の余罪はその蔭に隠れてしまつて、被告人が本來受けるべき刑より遙かに輕い刑で責任を免れるといふことになりまして、而もその点の著しい場合例えは極く輕微な窃盜罪によりまして処断を受けて、兇惡な強盜罪の処断を免れるといふような著しい場合を救済しようといふにしても、今日におきましては、從來のように刑罰の四百八十六條の規定を流用することが、

刑事訴訟法の應急措置法におきましてできないことになつておりますので、かようなことでは社會の正義の通念にも反しますし、治安の維持にも惡影響を及ぼし、もと／＼連續犯の對象となるのは、数行爲でありまして、本來それ／＼獨立して一罪を構成すべきものでありますから、これを立法上どの程度処断上の一罪とするかといふことを考へた結果そのことは一應便宜の問題ではないか、かように考えまして、今日の治安維持の關係、処罰に社會正義を顯現するといふような観点からいたしまして、先づ第五十五條を削除いたしました方がよいのではないかといたしましたので、この五十五條を削除いたしましたのであります。

次は五十八條であります。五十八條は、これは一裁判確定後再び犯罪タルコトヲ發見シタルトキハ前條ノ規定ニ從ヒ加重ス可キ刑ヲ定ム、懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免除アリタル後發見セラレタル者ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セス、この規定を削除いたしました。これはいゆる累犯加重の決定が、憲法の三十九條の精神に反する疑いがあるのではないかといふ点から、これを削除することにいたしましたのでございす。

次は「第二編罪」の中の第一章の「皇室ニ對スル罪」であります。こゝれを削除いたしました。即ち「第一章皇室ニ對スル罪」を「第一章刑罰」に改め、第七十三條乃至第七十六條を削除いたしました。この度の刑法の改正の中におきまして、最も重要な点はこゝの「皇室ニ對スル罪」の削除であるかと考へるものであります。新憲法におきまして、天皇は日本國の象徴であ

せられ、日本國民統合の象徴であらせられ、明らかに規定しておるのであります。而もかような特別の地位を有せらるるものであります。皇族も又、これに従ひまして法律上特殊の身分を有せらるるものでありますけれども、他面これらの地位と矛盾しない範圍におきまして、一般の國民と平等な個人としての立場をも、以前も有せられ、今日も尚且つ有せられておるのであります。この個人という立場である限りにおきましては、法的に異つた扱いをするといふことは、新憲法の趣旨に合致しない、かように考えまして、この「皇室ニ對スル罪」を削除いたしました次第でございす。固より個人の尊嚴又個人の平等、こゝういふ趣旨を徹底せんとするものでありますけれども、これにつきましては日本國民の傳統的な感情に異常な衝撃を與えるのではないかといふ点を非常に懸念いたしましたのであります。併し政府といたしましては、これらの罰條の存廢が、直ちに我が國民主化の問題の一環といたしまして、列國の注視の的となつておることを考慮いたしまして、挙げてこの章を削除することにいたしましたのでございす。

次は第三章の「外患ニ關スル罪」を改正いたしました。これは第三章の「外患ニ關スル罪」は、戰爭狀態の發生並びに軍備の存在を前提とする規定でありまして、今次憲法におきまして戰爭放棄を宣言いたしておるのでありますから、この條章は當然に改正を加へなければならぬ、かように考えたのであります。ただ併し戰爭を放棄いたしましたとしても、外國との關係におきまして処罰を要するものがございま

て、一率に前科の抹消をするという趣
きまして、十分な捜査を遂げて、起訴
おきましては、従来のように刑罰の四
百八十六條の規定を流用することが、

す。それを改めてこの度規定いたしました
次第でございます。即ち八十一條を改
正いたしまして「外國ニ通謀シテ日本
國ニ對シ武力ヲ行使スルニ至ラシメタ
ル者ハ死刑ニ處ス」外國と通謀いたし
まして、日本の國に對シ武力を行使す
るに至らした者、外國が日本に對し
て武力を行使する、かような場合に、こ
れを行使するに至らした者を死刑に
処す」と規定したのであります。第八
十二條 日本國ニ對シ外國ヨリノ武力
ノ行使アリタルトキ之ニ與シテ其軍務
ニ服シ其他之ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘタ
ル者ハ死刑又ハ無期若クハ二年以上ノ
懲役ニ處ス、これも日本に對しまし
て、外國自体が武力の行使をして参り
ましたとき、これに對してその軍務に
服したり、或いは軍事上の利益を與え
るという行為がありました者は、死刑
又は二年以上の懲役に処す、というい
う規定にいたしましたのであります。

それから八十三條乃至八十六條は、
いづれも戦争状態に軍備の存在を前
提といたします規定であります。その
で、これは削除いたしました。そうし
ては、この削除等によりますところ
の整理をいたしまして、八十九條をも
只今申上げましたように、軍備の存在
並に戦争状態を前提といたします規
定と解されますので、これを削除い
たしました。

次に第四章の「國家ニ關スル罪」で
あります。これは第九十條並に第
九十一條を削除いたしましたのであり
ます。第九十條は「帝國ニ滞在スル外國
ノ君主又ハ大統領ニ對シ暴行又ハ脅迫
ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲
役ニ處ス、帝國ニ滞在スル外國ノ君主
又ハ大統領ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ
三年以下ノ懲役ニ處ス但外國政府ノ請
求ヲ待テ其罪ヲ論ス」かような規定で
あります。勿論この規定を削除い
たしましたのは、皇室に對します罪
を削除いたしましたに應じまして、
この規定を削除いたしましたのでござ
います。併しながら、これ
によりまして外國の君主又は外國の使
節に對します國際法上のいわゆる不
可侵權、國際法上認められなかった権限
を認めないという趣旨ではないのでご
ざいます。これを削除いたしましたので
同時に、一般の暴行脅迫の刑を加重
いたしました。そして外國の君主並
に外國の使節等の保護に欠けるとこ
ろなようにいたしましたのであります。た
だ併し、後に御説明申し上げますけれ
ども、侮辱の規定を削除いたしてお
りますので、外國の使節に加えられま
した、或いは外國の君主、大統領に加
えられました侮辱については、この九十
條、九十一條の規定を削除することに
よりまして保護を與えられないという
結果に相成りますけれども、暴行並
に脅迫、或いは名譽毀損等の罪を重く
いたしました。これらの君主並に使節
に對します一般的な保護においては
欠けるところなように顧慮いたした
のでございます。

次は第五條であります。犯人藏匿
及ヒ證據隠滅ノ罪」の中の第五條、
「本章ノ罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニ
シテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲メニ犯
シタルトキハ之ヲ罰セス、かような
規定があるのでございます。この「罰
セス」を改めて「其刑ヲ免除スルコ
トヲ得」かようにいたしましたのでござ
います。かように犯人の藏匿隠滅、證據
親族が關與した場合におきまして、情
狀によつてこれを免罰し得るというこ
とにいたしましたのは、犯人の搜索と
正しい裁判のために國民の協力を得よ
うとする、かういふ趣旨に基きまして
從來「罰セス」と相成つておりました
のを、「其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得」と
いうふうにしたのでございます。

次は「第七章ノ二 安寧秩序ニ對ス
ル罪」これを全部削除いたしました。
百五條ノ二から百五條ノ四であります
が、この規定はいわゆる戦時色が相當
濃厚であるという点、並に規定の内容
が相當渾然としておりまして、もう少
し具體的な規定をする必要があろうと
いう点、従ひましてこの運用により
ましては、今日憲法で認められてお
りますところの言論の自由等に對しま
して、運用の如何によりましては余り面
白くない結果を生ずるといふ点から、
この規定を一應全部削除することに
いたしました。併しながらこの規定の中
には尙問題から申しまして存置してよ
ろしいものもあると考えられますので
今後の刑法の全面改正の場合におき
まして、これを再び考慮に入れまして、
具體的に適當な規定がいたしたい、か
ように考へておるのであります。

次は百三十一條であります。百三十
一條は「住居ヲ侵入スル罪」の中の一であ
りまして「故ナク皇居、禁苑、離宮又
ハ行在所ニ侵入シタル者ハ三月以上五
年以下の懲役ニ處ス、神宮又ハ皇陵ニ
侵入シタル者亦同シ、これは憲法の改
正によりまして、神宮、皇陵等につきま
しては一般の規定による方がいでは
ないかという点と、皇室ニ對スル罪」
を削除いたしましたので、第一項の規
定をも削除いたしました。一般の規定
によりしめることとしたのであり
ます。

「百三十二條中「本章」を「第三百
三條」に改める。これは百三十條を削
除いたしましたので、條文の整理をい
たしたのでございます。

次は「第二十二章 猥褻、姦淫及ヒ重
婚ノ罪」の中の第七十四條でありま
すが「公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ
科料ニ處ス、かような規定になつてお
りまして、極く軽い刑がこの百七十四
條に規定してありますが、この科料を
「六月以下ノ懲役若クハ五百圓以下ノ
罰金又ハ拘留若クハ科料、かように刑
を改めました。これまで非常に科料が
軽いのでありまして、今日の世情に照
しまして、かような行為につきまして
は刑を改める必要があると考えまして
重くいたしましたのでございます。

次は「百七十五條であります。百七
十五條は「猥褻ノ文書、圖畫其ノ他ノ
物ヲ頒布若クハ販賣シタル者ハ公然之ヲ陳
列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科
料ニ處ス、販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持
シタル者亦同シ、この「五百圓以下ノ
罰金又ハ」を「二年以下ノ懲役又ハ五
千圓以下ノ罰金若クハ」といふふう
に改めまして、刑を重くいたしました。
この趣旨も百七十四條の趣旨と同様で
あります。勿論出版の自由は認めなけ
ればなりませんのでありますけれども、
かような文書の出版は正しい出版
ではないのでありまして、今日の世情
に照しましてこの刑を重くする方が相
當であらう、かように考へましたので
「五百圓以下ノ罰金」を「二年以下の
懲役又ハ五千圓以下の罰金、かように
改めました。

次は百八十三條であります。これ
は姦淫に關します規定でありまして
憲法の十四條によりまして、夫婦の同
權と男女の基本的平等が規定されま
したので、姦淫をいたしました場合、男
女兩方を罰するか、或いはこれを罰し
ないかという処置をいたさなければなら
なくなりましたので、政府といたし
ましては、この規定を削除して、男女
同權の趣旨を明らかにいたしましたので
ございます。

次は「濫職ノ罪」の第九十三條で
あります。公務員其職務ヲ濫用シ人ヲ
シテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可
キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ
懲役又ハ禁錮ニ處ス、これを「六月以
下」を「二年以下」に改めました。更
に百九十四條であります。これは裁
判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ
補助スル者其職務ヲ濫用シ人ヲ逮捕又
ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下
ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス、この「七年以
下」とありますのを「十年以下」に改
めました。更に百九十五條の「裁判
檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助
スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人
其他ノ者ニ對シ暴行又ハ凌辱ノ行爲ヲ
爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁
錮ニ處ス、法令ニ因リ拘禁セラレタル
者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對
シ暴行又ハ凌辱ノ行爲ヲ爲シタルトキ
亦同シ、この「三年以下ノ懲役又ハ禁
錮」といふのを「七年以下」に改めま
して、一般にこの濫職の罪の中でい
ゆるこの職務濫用と見られる、いわゆ
る人権蹂躪ともいわれるところのもの
につきまして、特にこの刑を加重いた
しまして、これらの者に對しますところ
の責任をはつきりとしたことに
いたしましたのでございます。

次に第二十七章「傷害ノ罪」の中の二百八條の暴行罪の規定でありますが「暴行ヲ加ヘタル者、人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ一年以下ノ懲役若シハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若シハ科料ニ處ス、前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス、この第一項中の「一年以下」を「二年以下に改め、更に「五十圓以下」を「五百圓以下」に改め、尙第二項を削りました。即ち暴行罪の刑を二年以下或いは五百圓以下と重くいたしますと同時に、親告罪になつておりますこの暴行罪を、親告罪の規定を削除いたしました。告訴をやらなくても、直ちに暴行罪として処罰し得るように改めたのでございます。その趣旨は今日の新しい憲法の下におきまして、暴力は否定されなければならぬのでありまして、暴力を以て種々のことが行われますことは好ましくないと考えまして、これらのものは告訴に拘わらぬが、當然に暴行に對しましては処罰がし得る、而も刑を重くする、かような趣旨で改めたのでございます。

次に第二十八章の「過失傷害ノ罪」の中の第二十一條であります。業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス、この第二十一條の次に、後段として「重大ナル過失ニ因リ人ヲ死傷ニ致シタル者亦同シ、かように附け加えました。この趣旨はやはり今日の新しい憲法の下におきまして、人の生命、身体等に対します保護を十分に厚くする必要があると考えましたので、かような規定を設けたのでございます。

次に第三十二章の「脅迫ノ罪」二百二十二條であります。二百二十二條は「生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ對シテ脅迫ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス、親族ノ生命、身體自由、名誉又ハ財産ニ對シテ脅迫ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ、いづゆる脅迫罪の規定であります。この中の第一項中の「一年以下」を「二年以下」に改め「百圓以下」を「五百圓以下」に改めました。この趣旨も新憲法下におきまして、個人の生命、身体、自由、名誉、これらのものに対します保護を十分に厚くし、同時に前に二百八條の所でちよつと申さましたが「國家ニ關スル罪」の九十九條、九十九條を削除いたしました關係で、外國の君主並びに外國の使節等に対する保護をも十分に厚くし得るという点を予測いたしまして、二百八條の刑を重くいたしますと同時に、この「脅迫ノ罪」につきましても、個人の生命、身体、自由、名誉等の保護を厚くすると同時に、外國の君主、使節の保護にも欠くところがないように、この刑を重くいたしました、次第でございます。

次に第三十三章「略取及ヒ誘拐ノ罪」の中の二百二十六條であります。この中の二百二十六條であります。この中の「帝國外」を「日本國外」に改めるといふのは、字句の整理をいたしたのでございます。

その次に第三十四章「名譽ニ對スル罪」でございます。この中の二百三十三條「公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若シハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス、死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誹謗ニ出タルニ非サレハ之ヲ罰セス、この規定の中「一年以下」を「三年以下」に「五百圓以下」を「千圓以下」に改めました。今日個人の自由が非常に叫ばれております一面、正當なる言論でなくして、可なり人の名譽を毀損すべきような事実をむやみやたらに述べまして、今日の事態を紛糾させておき、或いは社會の正しい民主化の方向に障礙を與えておるといふような事象に鑑みまして、名譽に對しますところの罪の罰を重くいたしました。この点正しといふ個人の名譽を保護して行こうといふふうに考えたのでございます。同時に先程申し上げましたように「國家ニ關スル罪」の規定を削除いたしました關係上、それらの者に加えられまゝとするところの名譽毀損の罰に對する保護を十分にはいたす必要がありまゝです。三年以下に刑を重くし「千圓以下」といふふうに刑を重くいたしました。更に二百三十條の次に二百三十條の二を一項加えました。二百三十條の二は「前條第一項ノ行爲公共ノ利害ニ關スル事實ニ係リ其目的專ラ公益ヲ圖ルニ出タルモノト認ムルトキハ事實ノ眞否ヲ判斷シ眞實ナルコトノ證明アリタルトキハ之ヲ罰セス、前項ノ規定ノ適用ニ付テハ未タ告訴ノ提起セラレザル人ノ犯罪行為ニ關スル事實、之ヲ公共ノ利害ニ關スル事實ト看做ス、前條第一項ノ行爲公務員又ハ公選ニ依ル公務員ノ候補者ニ關スル事實ニ係ルトキハ事實ノ眞否ヲ判斷シ眞實ナルコトノ證明アリタルトキハ之ヲ罰セス、トキハ事實ノ眞否ヲ判斷シ眞實ナルコトノ證明アリタルトキハ之ヲ罰セス、かような規定を此處に加えたのでございます。個人の名譽は當然に保護されなければならぬのでありますけれども、併しながら眞に眞實を申しまして、而もその眞実が公共の利害に關する事實でありまして、専ら公益のため、公益を圖る目的に出たというやうに認められるものであります場合には、これが眞実な言であるとしまゝするならば、憲法の保障いたしております言論の自由といふ点から考えましても、これらのものは処罰しないといふふうにいたしました。正しい意味の言論はこれは罰しないけれども、そうでないものはこれは重く罰する、かような趣旨によりまして二百三十條の二を加えたのでございます。ただこの二百三十條の二の第三項の規定の「公務員又ハ公選ニ依ル公務員ノ候補者ニ關スル事實ニ係ルトキハ事實ノ眞否ヲ判斷シ眞實ナルコトノ證明アリタルトキハ之ヲ罰セス、この規定は一般の場合と異なりまして、公然事實を摘示しまして、人の名譽を毀損するといふ言動をいたしました者が、公共の利害に關する事實について専ら公益を圖るに出た、こういう制限を置かざらぬで、ただ公務員並びに公務員の候補者に関する事實につきまして、單にそれが眞実であればこれを罰しない、虚偽である場合にのみこれを罰する、いかなることを申し、眞実であればこれを罰しない、かように廣い規定を設けたのでございます。これは特に公務員が公務員として、他人から非難を摘發されて、その事實があるやうなものは、公務員又は公務員の候補者になることは好ましくないといふ点から、單に事實の眞実であるか、或いは虚偽であるかによりまして処罰を異にするという規定にいたしましたのでございます。

三十四章のうちの二百三十一條侮辱罪の規定であります。事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス、この規定を削除いたしました。この削除いたしました趣旨は、今日の言論を尊重いたしました立場から、たま／＼怒りに乗じて発したやうな、輕微な、人を侮辱するやうな言葉につきましては、刑罰を以て臨まなくてもよいのではないかと、かような考えからこれを削除いたしました。この点につきましては、尙考慮の余地があるかと考えているのでございます。特に九十九條、九十一條を削除いたしました關係上、外國の使節等に對します單なる侮辱の言葉が、往々にして國交に關する問題を起すやうな場合も考えられますので、これは削除いたしたけれども、考慮を要するのではないかと考えております。

更に次は二百三十二條であります。この名譽毀損罪は告訴を待つて論ずることになつておりますが、皇室に對します罪を削除いたしましたので天皇皇室に對しますところの不敬の規定をも當然に削除いたしました關係上天皇並に皇室に對しますところの、從來不敬として考えられておりました名譽毀損の範圍に入るものは、これを名譽毀損の罪に上つて一様にこれを処断することに相成りました。従いまして天皇、或いは皇族方が告訴をしなれば、本章の規定によりまして処罰をすることができないことに相成るのであります。天皇並に皇后、皇太后、皇太后、皇嗣、かような方々がみづから告訴をなさるといふことはちよつと考えられないのでございまして、従いまして、この方々に限りまして特別な規定を設ける必要がありましたので「告訴ヲ爲スコトヲ得可キ者カ天皇、皇后、皇太后、皇太后又は皇嗣ナルトキハ内閣總理大臣、外國ノ君主又ハ大統領ナルトキハ其國ノ代表者代リテ

之ヲ行フ」といふように規定を改めさせていただきます。

たしますし、第二百八條の第二項は特

○露武雄君 私は委員長が言われたよ

今度の改正の中に、あつて欲しいと思

又ハ料ニ處ス」この規定を削除いたしました。この削除いたしました趣旨

トキハ内閣總理大臣、外國ノ君主又ハ大統領ナルトキハ其國ノ代表者代リテ

今度の改正の中に、あつて欲しいと思

うことが、私は一つ抜けておるように感じますので、その点だけ申し上げたいと思います。我が國における仮出獄の制度、これは今までの実績から見まし

て、相當の成果を挙げておると私は信ずる者であります。この運営よろしきを得ますならば、又而して從來の経過は相當よく運営されておると私は見るのであります。結局不定期刑を刑法の上には一般的に認めておらないに拘わらず、相當不定期刑に代るだけのよい効果を挙げておるようによ考慮のであります。今までの実績から見まして

こういふ改正の際に何らかそれを改正せられる、或いは仮釈放の條件を寛大にするとか、仮出獄に關しまして受刑者を保護する規定というやうなものを今回の改正についてお考えになれなかつたか。

つたかどうか、何らかそこに躊躇される
ことがございましたなら、それをお
示し願いたいと思うのであります。

○政府委員(國宗義君) この度の「刑法の一部を改正する法律案」におきましては、日本國憲法の制定に伴ひまして、當面必要なる最少限度に改正を止めるという建前をとりましたので、只今お尋ねのような仮出獄の問題につき

ましても一應考慮したものでありますけれども、これは仮出獄その他刑務所の刑と宣言するといふことは、刑罰の執行に支障を及ぼすのでないかと考へておられる。この點は、

の例へば宣告懸予といふような制度の
いわゆる刑事政策的な根本的問題に
つきましては、刑法の全面的な改正に

げ、そうしてこの新しい憲法の下に
おきますところの刑事政策的な規定
を明らかにしたい、かように考へて
ましたので、この改正案にはこれを探
り上げなかつた次第でございます。

○岡部警署 そういたしますと、將來は今例に挙げられました宣告猶予等と並びまして、假釈放、假出獄の制度というものに更に改善を加えるという御意思があるものでありますね。

○政府委員(岡部警署) 假出獄並びに恩赦の制度、更に先程申し上げました宣告猶予の制度、或いは執行猶予の制度というものの全般に亘りまして、勿論刑法の改正の際には考慮いたすつもりであります。

○岡部警署 分りました。

○露武雄君 第五條について伺いたいのではありませんが、第五條には「外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行爲ニ付キ更ニ處罰スルコトヲ妨ケス」という規定がございますが、但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得」とこの規定の但書で改正して、必ず免除する、こういう規定のようでありますが、その改正の理由として、只今當局から、外國の裁判を尊重する意味においてこういう規定にしたのだ、その刑の執行が終つた場合において、外國の裁判を尊重して必ず免除すべきだ、そういう意味において、この改正ができたのだと、こういうお話であります、然らば但書でなく、第三條の本文においてでもそうでなければならぬのではないのか。本文においても「外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行爲ニ付キ更ニ處罰スルコトヲ妨ケス」、第三條の本文は更にそういうことは考えていない、執行の終了した場合と終つた場合において相違した外國の裁判を尊重する、という意味であれば、両方同一でなければならぬ、第一

項の場合には更に日本においても裁判する、その場合において執行が二つになるのであるか、外國の裁判も執行することになり、又日本の裁判も執行することになるのであるかどうか、そういう点について伺ひて置きたい。

○政府委員(岡部警署) 第五條の本文は「外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行爲ニ付キ更ニ處罰スルコトヲ妨ケス、但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得、これを免除する」といふたしましたのは、外國におきまして裁判を受けた後、刑の全部又は一部の刑の執行を受けた場合におきましては、これはもう我が國において執行しない、こういう趣旨でありまして、本文におきまして確定裁判を経た者で、以て、尙且つ裁判の執行を受けない者があると考えられるのであります。元來外國の裁判を受けた者も、我が國の法律によつて処罰し得るといふのが本文の規定でありまして、若し我が國の裁判で処罰した場合において、外國の裁判の執行をすでに受けた者は、その受けた限度において刑の免除をする、こういうふうにしたしたのであります。從來の規定によりますと、外國で確定裁判を受けて、更に外國で執行を終えて参りました者も、日本の裁判所において裁判をして、刑を二重に執行することが可能であつたのであります。さうなことをしないという趣旨を明らかにしたのであります。

判決をすることは妨げないのであります、そういう場合において、日本の判決と外國の確定判決が違つた場合において、外國から刑の執行の委託というか、囑託というか、そういう場合にはどうなるのでありますか。

○政府委員(岡部警署) 外國の裁判の効果を日本の裁判所において執行するといふことは、特別な條約關係がなければできないことであります。日本におきましては日本の裁判の執行のみを援う、その点については、外國からそういう要求がございまして、それは條約なり、その他において決められた場合に限られるわけでありまして、さういふものは、今日いわゆる犯罪人引渡條約といふものがありまして、さういふものは條約としてはないのじやないかと思ひます。

○露武雄君 そういふ條約は、將來においてないというお考えの下に、こういうふうになされたのでしょうか。若し刑の執行を委託するといふ條約があつた場合において、どういふふうになりますか。

○政府委員(岡部警署) その点につきましては、外國の立法例においても、大体外國の裁判を尊重したておりまして、併し只今のような條約ができたといふような場合におきましては、これは外國の裁判の刑と我が國の裁判の刑の種類とが違つた場合があるのであります。その場合には、外國の裁判の執行を以て直ちに日本の裁判の執行とすることは言ひ得ない場合があるうと考へるのであります。條約上さうなことが定められますれば、この憲法の規定にもございしますが、條約を尊重しなければならぬ、何らかの方法によつ

て、それらのものを日本において執行し得る法令を作らなければならないと考へております。

○露武雄君 これは前から質問しておるのであります。二十五條の執行猶予の規定の御説明には、第二十六條第二項の取消の場合において、罰金に処せられても刑の執行は取消することができ、これは必ずするのではなく、できるのである「取消スコトヲ得」となつておりますから、無論さうであります、その御説明として、二十五條に罰金刑についても執行猶予を言渡すことができないのだ、それだから第二十六條の二項において罰金の言渡しを受けた場合においても取消ができないのだ、こういう均衡を得るためだといふお話であります、然らば均衡を得るためならば、罰金刑に処せられた者は罰金刑の執行猶予を取消することができないのだ、というふうなお考えがなかつたかどうか、それは裁判官において適當にやるのであるから心配がない、必ず執行規定でないものであるから心配がないといふお話もできるでございしますが、或いは裁判官の考え次第により自由酌定でありまして、自由でありますから、若い判事の人が無闇にそれをやり得ないといふ保証ができないのであります。それでありますから私の考へとしては、罰金刑の場合には罰金刑の執行猶予は取消することができると、こちやんと区切りした方が却つて有利で、この運用がよくなるのぢやないか、こちやんと考へておるのであります、折角執行猶予の規定を決めまして、多数の統制法規があつて、分らない法律があつて、二十円、三十円の罰金になつた者、懲役二年までの執行猶予を取消されるということ

は、どういふものかと考へるのであります。そういう点についてお考へになつたのでしょうか。

○政府委員(岡部警署) 御尤もな御質問と存じますが、元來罰金に処せられても執行を猶予された者は、少くともそれと同等以上の罪を犯さないという期待の下に執行猶予をされておるのでありますから、再びこの罪を犯して罰金に処せられたような場合には、その執行猶予を取消するといふ途が開かれていなければならぬのであります。そこで罰金に処せられたことを取消する事由といたしたのであります、この点につきましては、只今の御説明の通りでありますけれども、併し罰金に処せられて執行猶予になつた者が、その後再び罰金に処せられた場合に、その執行猶予を取消する必要があります以上この場合と比較いたしまして、罰金より重いところの懲役、禁錮に処せられて、執行猶予となつておる者が、その後罰金に処せられた場合にこれを取消し得ないといふようにいたしますのは罰金よりも犯行の重いつつておる者が罰金に処せられるような行爲をその後いたしました、これは罰金に処せられたといふので取消にならないといふことは、どうも均衡を失ふのではないかと、さうに考へた次第であります。ただ御心配になる点は、沢山の統制法令その他の取締法令によりまして罰金刑を定めております。極く輕微な罰金に処せられたために執行猶予を取消される、こちやんと考へれば多分にあるといふ点につきましては、これは私共といたしましては、その罰金に処せられる行爲につきまして十分な検討を

加えまして、執行猶予を取消してよい、十六條に持つて来まして、只今齋さん、即應いたしました、懲役刑の執行猶予、います。まあ五千円となつて参ります、ております以上、それよりも重いと

國の裁判を尊重するといふ意味であれば、同方向でなければならぬ、第一受けて、また執行をしない日本に帰つて来た、その場合において、日本に規定にもございますが、條約を尊重しなければならぬ、何らかの方法によつて、三十円の罰金になつた者、懲役二年までの執行猶予を取消されるということ

加えて、執行猶予を取消してよいかどうかということについて、裁判所において適切な判断を下すものと考えまして、かような規定にいたしました第百五十八條の第一

十六條に持つて来まして、只今齋さんから御質問になりましたように、さうな骨子と解しておりますに拘わらず、今までの、罰金の刑をその後受けても取消されなかつた、懲役刑に對する執行猶予は、この今度の改正によつて取消される可能性がでて来たといふことは私は奇異の感を抱かざるを得ないのであります。これが罰金の執行猶予を得まして、その後罰金をやりまして、取消されて罰金刑のみならず懲役刑にもなるのだ、罰金刑は怪しからんから懲役刑にするのだ、罰金刑の執行猶予は取消して懲役にするのだ、罰金刑といふやうなことでありますならば、これは今の懲役の執行猶予の場合に、罰金刑を受けた、それで執行を取消して懲役刑にやつたといふことが出て来ると思ひますけれども、罰金と懲役刑といふものは、これは全然性格を異にしてあるものと私は考えますので、片方で罰金に処せられたから、罰金の執行猶予は取消されるということ、罰金の刑を受けてから罰金の執行猶予も悪質の懲役刑の執行猶予も取消すところの可能性を與えなければならぬといふことは出て来ないと思ひます。これが罰金刑と懲役刑といふものが、この刑の性格として同じやうなものであるならば、或る程度司法當局の考へておられるやうなことが出て来るであらう。輕い罰金刑の執行猶予も取消されたのであるから、従つて重い懲役刑の執行猶予も尚更取消されなければならぬといふことが出て来るのでござい

ますけれども、懲役刑と罰金刑とは性格が違つておるのでございまして、私にはさうな結論は出て来ないと思ひます。何かこの憲法の改正に即應いたしましたして、懲役刑の執行猶予を受けたる者に対し、その後罰金刑を犯したるが故に、罰金刑に処せられたるが故に、執行猶予を取消して懲役刑にやらなければならぬといふた積極的な理由があるかどうかといふことを私はお尋ねしたいのであります。只今いろいろ御説明がありましたが、理由として先程申し上げたやうな趣旨に、理由として拜聴いたすのであります。私はそれは新憲法に即應する上におきまして必ずそうなくちやならぬといふやうなことを考えません。而もそれだけ積極的な理由とは受取れないのであります。

それからも一つお尋ねしたいのは五千円以下の罰金の場合に、執行猶予をして頂くことが出来るやうになる、これは頗る結構なのであります。罰金といふものは、これは低ければ低い程執行猶予をつけて頂いてもよい性質を持つておるのであります。これが一万円、五万円となりますと、或いは資力が少いために家庭を破壊せられ、社会的の活動を全然封ぜられてしまふといふたやうな、或いは企業が潰れるといふたやうなこともございまして、どうか、これを社会的に見まして低いやうに附してある、財産状態その他を見て執行猶予を與えるといふことが適當だと存するのでございまして。そういうことを見て参りますと、その罰が輕くて例へば五千円以下の罰金でなければ執行猶予が與えられないといふことは、何だか觀念上矛盾するやうに考へるのであります。例へば罪が輕いからといひまして、二十円或いは五十円といふた罰金に執行猶予をつけるといふやうなことは私笑われるのぢやないかと思

います。まあ五千円となつて参りますれば、これは或る程と感心するやうな裁判も派山出て来るだらうと存じます。懲役刑とは性格が違つたのでありますから、懲役ですと、二月三月といふたやうな短いものをやりまして、以上不適当であるとも言えるのであります。罰金はそれと違ひまして、輕い金額であればある程、執行猶予になることは却つておかしいといふたやうなことがなつて参りますもので、それで私の伺いたいと思ふ点は、要するに罰金といふものは、これは法律上懲役よりも輕い刑といふことになつておる、それで懲役刑で執行猶予が附けられるのでございまして、それよりも輕い罰金刑は、金額を問はず執行猶予をつけることもできると考へられるのであります。まして、五千円以上の多額の罰金刑に對し、執行猶予が附けられないといふ積極的な何か理由がございらないか、その点をお尋ねしたいのであります。

それから第二点でございますが、或る程罰金刑は懲役禁錮の刑より輕いといふことに法律上明らかならなつております。従ひまして、罰金刑に五千円といふやうな境界を設けることはどうかといふ御質問でございまして、而も罰金刑の金額の多額なほど執行猶予の意義があるのじやないかといふやうなお話でございまして、罰金刑も犯罪の情況によりまして金額が多額に科せられ、或いは少額に科せられるといふのであります。執行猶予にいたします場合には、やはりその情狀によりまして、金額の少いものの方がまず犯狀が輕いと見られるのであります。それらの者が執行猶予期間中何らの犯罪を犯さず過した場合は、刑の言渡しの効力がなくなるのでございまして、罰金に処せられたことによりまして、資格その他等に制限を受けております者が、全然その制限がなくなるといふ、こゝろ法律効果を伴つて参りますので、従ひまして、この刑の建

○宮城タマヨ君 第五十八條の第一章が削除されておりますけれども、これは「皇室ニ對スル罪」全部削除のやうでございまして、これは余り極端から極端なやうに考へられるのでございまして、少くとも國のシンボルにあられる方と私共と全く同じといふことについては、何か虫の納まらないものがございまして、それはいろいろの事情で或いは暫定的に考へてあるものでございまして、それともさうでないものでございまして、そこをちよつと承りたいのであります。これを全部削除されたために、先へ飛びますけれども、第二百三十二條に第一項を附加せられたといふわけになるのでございまして、ちよつと伺ひます。

○委員(伊藤修君) 宮城さんに申し上げますが、只今審議の目的は五十八條までになつておりますので、「皇室ニ對スル罪」はこれが終つてから進みたいと思つております。そのときに御答弁を願ふことにいたします。整理上さういふことにいたします。

○宮城タマヨ君 さうでございまして、只今の二十五條、二十六條の關係であります。私はこの二十五條が改正されたのは、新憲法の施行に伴ひまして、より以上國民の基本的人權といつたものを尊重するのに適合する裁判が得るやうに、憲典の範圍を拡張した、さうに解釈しておるのであります。ところが、この二

○松井道夫君 只今の二十五條、二十六條の關係であります。私はこの二十五條が改正されたのは、新憲法の施行に伴ひまして、より以上國民の基本的人權といつたものを尊重するのに適合する裁判が得るやうに、憲典の範圍を拡張した、さうに解釈しておるのであります。ところが、この二

○委員(伊藤修君) 宮城さんに申し上げますが、只今審議の目的は五十八條までになつておりますので、「皇室ニ對スル罪」はこれが終つてから進みたいと思つております。そのときに御答弁を願ふことにいたします。整理上さういふことにいたします。

○松井道夫君 只今の二十五條、二十六條の關係であります。私はこの二十五條が改正されたのは、新憲法の施行に伴ひまして、より以上國民の基本的人權といつたものを尊重するのに適合する裁判が得るやうに、憲典の範圍を拡張した、さうに解釈しておるのであります。ところが、この二

前といたしましては、五千円以下という点で限界を設けたがよろうと、かように考えたわけでございます。併しながら、この懲役禁錮が罰金刑よりは非常に重い刑になつておる、それならば、罰金刑につきまして何らの制限を設けなければよいではないか、こういう御質問に對しましては、これは又罰金刑が財産刑でございますし、懲役禁錮は自由刑でございますので、おのずからそこに刑といたしましての種類が違ひますので、懲役禁錮に設けましたような或る程度の制限というものを罰金刑にも置いたがよいのではないか、かような考えから五千円という程度にいたしました。

○齋藤 五十八條の削除についてお伺いしたい。五十八條は再犯の規定でありまして、五十七條と關聯しておるのであります。五十七條は「再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ定メタル懲役ノ長期ノ二倍以下トス」とあり、五十七條は存置しておるのであります。五十八條は、裁判確定後に於て再犯者たることが分つた場合において、それを加重することになつておるのであります。これを今回削除したのであります。同じ再犯者であつて、裁判確定後においては削除して罰しない、そうして五十七條が残つておるのであります。これは五十八條を削除しても、五十七條の規定との均衡を失しないかどうか、或いは均衡は失するとしても、憲法上一事不再理の原則からして、五十八條はどうしても削除する必要があるので、こういうお考えの下に削除せられたのであるか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(國宗) 五十八條を削除いたしましたのは、憲法の三十九條の趣旨によりまして、この憲法の三十九條は、刑事裁判の確定力を強調しておりまして、特にこれを不利に變更することを禁ずる精神に出たものである、かように考えておりますので、この刑法の第五十八條は、すでに確定した裁判を、後日被告人の前科が発見したという理由で、不利益に変更することを認める規定であります。この憲法の三十九條の趣旨に反しはしないか、かように考えましたので、まず削除したのであります。ところがこの五十六條、五十七條のいわゆる再犯累犯の箇條でございますが、これにつきましては、一旦犯罪を犯した行為を、いまだこの犯罪の對象とするといふのじやないかとございまして一定の期間内に一つの裁判をいたした場合には、その犯罪の情狀をいたしまして、これを法律的に取上げるといふ規定に過ぎない、かように考えましたので、これは存置して置いてよろしい、こう考えましてこの規定を削除いたさないかつたのであります。で、成程お説のように、五十八條を削除いたしました關係上、裁判の當時におきまして、累犯になつておることが分らないかつたものとの關係におきましては、不均衡を生ずるといふことは言えるのだらうと思つてございします。併しなから実際の裁判の運用におきましてはその点余りに差異がないのじやないかかように考えまして、この点はそのまま存置いたしましたような次第であります。

○委員長(伊藤) 外に御質疑ありませんか。

○松村(第一郎) 今の五十八條の規定

は削除し放しては疑義が生じないのですか。今の刑事訴訟法の三百七十五條にありますが、この規定を受けてきておるわけでありまして、ですからこの五十八條を受けて刑事訴訟法の処分があるわけでありまして、ただ前放しでなくて、實際再犯というものが確定後に発見した場合も問われないのであるという趣旨であれば、明文を置く必要があるのではないのですか。むしろ削り放しにしないで、前條の規定を適用せよといふことにしない、五十七條の規定を率直に読めば、これは一事不再理といふのではない、ですから、新しいことを発見した、新しいことを発見したから何とかが処罰しなければならんという議論が起きやしませんか。これはむしろ削除は同じ性質になりますけれども第五十八條の第二項にはやはり「前項ノ規定ヲ適用セス」と書いてあります。むしろ削り放しにするといふことは、もう一遍再犯のことを何とかなければならんといふことに疑義を生じやしないか、といふことの疑義を生じますか、それはいかがですか。

○政府委員(國宗) この「再犯者タルコトヲ発見シタルトキ」裁判確定したる後再犯者を発見したときと申しますのは、裁判確定の後に処罰を受けたことが分つたといふことでありまして、これを削除いたしましたも、別に再犯者といふことだけにによりましては刑罰の對象にはならないのでございします。尙刑罰の三百七十五條との關係におきましては、この刑法の五十八條を削除いたしますれば、當然に刑罰の三百七十五條の適用がないのでありまして、この点についての差支はないものと

と考えております。

○委員長(伊藤) 他に御質疑はありませんか。……それでは五十八條までの質疑はこの程度にいたしまして、実はこの進行狀態をいたしまして、逐條について全部一通り質疑をいたしまして、その後は小委員会を作つて、小委員会に本案を付託して、小委員会において尙審議して頂く、こういう形式をとりたいと存じておりますから、小委員会に廻す前に十分御質疑を継続願ひたいと考へます。本日はこの程度で質疑を終りまして、明日午後一時から五十九條以下を質疑を継続したいと存じます。本日はこれにて散會いたしたいと思います。

午後三時三十分散會
出席者は左の通り。

- | | |
|------|--|
| 理事 | 伊藤 修君 |
| 委員 | 鈴木 安孝君
松井 道夫君
太野 幸一君
齋 武雄君
岡部 常君
小川 友三君
來馬 琢道君
松村(第一郎)君
宮城タマヨ君
阿竹廣次郎君 |
| 政府委員 | 司法事務官(刑事局長)
國宗 榮君 |